

## 堺市防災協力農地登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害時における市民等の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間及び災害復旧用資材置場等として活用できる農地をあらかじめ登録することにより、農地が農作物の生産の場だけでなく、環境面及び防災面からも重要なオープンスペースであることにつき市民の理解を得るとともに、農地の保全及び都市農業の振興に寄与することを目的とする制度について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもので、堺市災害対策本部条例（昭和38年条例第26号）に規定する災害対策本部が設置された災害をいう。
- (2) 防災協力農地 災害時に避難空間及び災害復旧用資材置場等として使用する農地をいう。
- (3) 避難空間 災害を受け、又は受けるおそれのある市民等が避難する場所をいう。
- (4) 災害復旧用資材置場等 農地の原型復旧に支障とならない仮設住宅建設用資材その他の災害復旧に必要な資材等の仮置き等をする場所をいう。

### (登録対象農地)

第3条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地
- (2) 前号の土地以外のおおむね300平方メートル以上の一団の農地
- (3) 既に登録されている防災協力農地に接する農地

### (申請及び登録)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、堺市防災協力農地登録申出書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

- 2 小作権等が設定されている農地又は共有物である農地を防災協力農地として登録しようとする場合においては、あらかじめこれらの権利を有する者の同意を得た上で、前項の規定による申請を行うものとする。
- 3 市長は、申請のあった農地が防災協力農地として適当であると認めたとき

は、当該農地を堺市防災協力農地登録簿（様式第2号）に記載するものとする。

（登録証の交付等）

第5条 市長は、前条第3項の規定により農地を防災協力農地として登録したときは、当該申請をした所有者に堺市防災協力農地登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付し、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

（登録の取消し）

第6条 登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、防災協力農地の登録を取り消そうとするときは、堺市防災協力農地登録取消届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、防災協力農地について、前項の規定による届出があった場合又は第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当しなくなった場合若しくは該当しなくなることが明らかになった場合は、当該防災協力農地の登録を取り消すものとする。この場合において、市長は、堺市防災協力農地登録取消通知書（様式第5号）により、当該登録者にその旨を通知するものとする。

（登録の期間及び更新）

第7条 防災協力農地の登録期間は、登録日から2年を経過した日後の最初の3月31日までとする。ただし、期間満了時までには、登録者から更新しない旨の意思表示がないときは、さらに3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とする。

2 前項ただし書に規定する登録の更新に際しては、その都度、当該登録者に登録証を交付する。

（災害時の使用）

第8条 災害が発生した場合において、市長が必要と認めるときは、市長は、防災協力農地を避難空間又は災害復旧用資材置場等として使用する。この場合において、防災協力農地を8日以上避難空間として使用する場合又は災害復旧用資材置場等として使用する場合は、市長は、登録者にその使用について要請するものとする。

2 前項の使用の要請は、文書で通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭等により要請する。

（使用期間）

第9条 防災協力農地を避難空間又は災害復旧用資材置場等として使用する期間は、2年以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、当該登録者の同意を得て、これを延長することがある。

（補償及び土地使用料等）

第10条 防災協力農地を使用した場合には、市長は、当該登録者に対して、別表に定める補償及び土地使用料等を支給する。

(原状回復)

第11条 防災協力農地の使用が終了したときは、市長は、速やかに防災協力農地を使用前の農地の状態に回復し、所有者に返却する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防災協力農地制度について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市防災協力農地登録制度要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市防災協力農地登録制度要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表（第10条関係）

1 防災協力農地を7日以内避難空間として使用する場合

立毛補償	災害時の使用状況及び立毛状況を、市長が現地調査し、次の(1)又は(2)のいずれかの額を補償する。 (1) 立毛の粗収入見込み額。ただし、立毛に市場による価格があるときは、その処分価格を控除した額 (2) 農作物を作付けするため投下した種苗及び肥料等の費用
------	---

2 防災協力農地を8日以上避難空間として使用する場合又は災害復旧用資材置場等として使用する場合

使用の区分	土地使用料等		農業補償額
	固定資産税及び都市計画税	使用料	
耕作地	当該土地の固定資産税及び都市計画税額を使用月数に応じて計算した額	当該土地の固定資産税及び都市計画税の税相当額を使用月数に応じて計算した額	当該土地における農業収入の見込み額又は前項に規定する立毛補償額
不耕作地			なし

備考

- 1 生産緑地における当該農地の土地使用料等の計算については、生産緑地から指定除外した場合の税相当額とする。
- 2 原状回復に際し、土の入替えが必要であると市長が認めた農地については、土地の地力低下に対して、農業補償額を基準として、返還後1年目は50%、2年目は25%相当額を補償する。
- 3 使用月数を計算する場合において、1月未満の端数は1月として計算する。

## 堺市防災協力農地登録申出書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所  
(所有者)

氏 名

申請者(法人にあっては、その代表者)が自署しない場合は、  
記名押印をしてください。

電話番号

災害発生日から7日以内避難空間として使用するために、次の農地を堺市防災協力農地として、登録することを申し出ます。

また、次の農地について、災害発生日から8日以上避難空間として使用する必要が生じた場合又は災害復旧用資材置場等として使用する必要が生じた場合は、その旨堺市からの要請があれば協力します。

なお、防災協力農地として登録された場合には、避難区間等の周知を図るため、地図、インターネット等必要な手段により、権利者名を除く次の情報を公開することに同意します。

農地の所在地	現況地目	面積 (㎡)	市街化区域		市街化調整区域	小作権者又は共有名義人の同意	
			生産緑地	宅地化農地		権利者名	

(注) 農地に小作権等を設定している場合又は申請者以外に共有名義人がいる場合は、当該権利者の同意署名をしてください。権利者(法人にあっては、その代表者)が自署しない場合は、記名押印をしてください。



## 堺市防災協力農地登録証

年 月 日

様

堺市長 印

### 1 登録番号

### 2 登録農地の概要

所在地	現況	面積	備考

### 3 登録期間

年 月 日から 年 3月31日まで

ただし、登録を継続しない旨の申出がないときは、期間満了毎に3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とします。

### 4 使用目的及び使用の要請

- (1)使用目的は、避難空間又は災害復旧用資材置場等とします。
- (2)8日以上避難空間として使用する場合又は災害復旧用資材置場等として使用する場合は、市長から要請をします。





## 堺市防災協力農地登録取消通知書

年 月 日

様

堺市長



次の農地について、堺市防災協力農地の登録を取り消したので通知します。

1 登録番号

2 登録農地の概要

所在地	面積 (㎡)	備考

3 取消理由